

マイクロソフト クラウド契約

本マイクロソフト クラウド契約は、お客様が代表する法人、またはお客様がサブスクリプションの購入もしくは更新に関して法人を指定していない場合には個人としてのお客様（以下いずれの場合も「お客様」といいます）と、日本マイクロソフト株式会社（以下「当社」といいます）との間で締結されるものです。本契約は、下記のご契約条件、オンライン サービス条件、および SLA で構成されます（以下総称して「本契約」といいます）。本契約は、お客様のリセラーがお客様のサブスクリプションをプロビジョニングした日をもって発効します。主な用語については第 11 条に定義するとおりとします。

1. オンライン サービスの使用

- a. **使用の権利** 本契約に詳細を規定するとおり、当社はお客様に対し、オンライン サービスにアクセスして使用し、サブスクリプションに含まれる本ソフトウェアをインストールして使用する権利を付与します。その他の権利はすべて当社が留保します。
- b. **リセラーの選択** お客様は、お客様の地域で認定されているリセラーを選択し、維持しなければなりません。リセラーがリセラーとしての地位を失った場合、お客様は代替のリセラーを指定するか、または当社から直接サブスクリプションを購入しなければなりません。この場合、お客様には別の条件が適用されることがあります。
- c. **リセラーの管理者によるアクセスと顧客データ** お客様は、(i) リセラーを選択した場合、かかるリセラーがサブスクリプション期間中オンライン サービスのプライマリ管理者となり、顧客データに対する管理権限およびアクセス権を有するが、お客様はお客様のリセラーに追加の管理権限を要求することができること、(ii) 顧客データまたはリセラーが提供するサービスに関するリセラーのプライバシー規定は、当社のプライバシー規定と異なる場合があること、および (iii) リセラーは、個人データを含む顧客データを、収集、使用、移転、開示またはその他の方法で処理することができること、を了解し、これに同意します。お客様は、顧客データおよびお客様が当社に提供した情報を、オンライン サービスの発注、プロビジョニングおよび管理のために、当社がリセラーに提供することを承諾します。
- d. **許可される使用** お客様は、本契約に従ってのみ本製品を使用することができます。適用される法令により、契約上の制限にかかわらずかかる行為を行うことが明示的に許可されている場合を除き、お客様は、本製品のリバース エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または技術的な制限の回避を行ってはなりません。お客様は、お客様によるオンライン サービスの使用状況を測定する課金メカニズムを無効にし、改ざんし、その他回避しようとすることはできません。お客様は、オンライン サービス条件で明示的に許可されている場合を除き、本製品またはその一部の第三者へのレンタル、リース、貸与、再販売、移転、またはホスティングを行うことはできません。
- e. **エンド ユーザー** お客様がエンド ユーザーによるアクセスを制御するものとします。また、お客様は、エンド ユーザーに本契約に従って本製品を使用させる義務を負います。たとえば、お客様は、エンド ユーザーに利用規定を遵守させるものとします。
- f. **顧客データ** すべての顧客データの内容に関する責任は、お客様自身が単独で負うものとします。お客様は、当社が第三者の権利を侵害し、またはその他お客様または第三者に対する義務を当社が負うことのないようにオンライン サービスを提供するために必要な、お客様の顧客データに関するすべての権利を確保し、維持するものとします。当社は、本契約に明記する場合または適用される法令で義務付けられている場合を除き、顧客データまたはお客様による本製品の使用に関する義務を負うことはありません。
- g. **お客様アカウントに関する責任** お客様は、お客様によるオンライン サービスの使用に関連付けられた非公開の認証資格情報を秘密に保つ責任を負うものとします。お客様のアカウントもしくは認証資格情報が悪用された可能性がある場合、またはオンライン サービスに関連するセキュリティ侵害の疑いがある場合は、お客様は直ちにカスタマー サポートにその旨を通知しなければなりません。

- h. **教育機関向けバージョン、政府機関向けバージョン、および非営利団体向けバージョンの購入資格** お客様は、教育機関、政府機関、または非営利団体向けサービスを購入する場合には、以下のサイトに掲示される各資格要件を満たす必要があることに同意します。

- (i) 教育機関向けサービスについては、<http://go.microsoft.com/academic> に掲示される教育機関（管理事務局、教育委員会、または公共の図書館、博物館、もしくは美術館を含む）の要件
- (ii) 政府機関向けサービスについては、<http://go.microsoft.com/government> に掲示される要件
- (iii) 非営利団体向けサービスについては、<http://go.microsoft.com/nonprofit> に掲示される要件

当社は、随時資格を確認し、資格要件を満たしていない場合はオンライン サービスを一時中断する権利を留保します。

- i. **プレビュー リリース** 当社はプレビューを提供することがあります。プレビューは、「現状有姿のまま」、「瑕疵を問わない条件」で、かつ「提供可能な場合に提供しうる形で」提供されるものとし、SLA および本契約に規定するいかなる限定的保証の対象にもなりません。プレビューは、カスタマー サポートの対象とならないことがあります。プレビューには、オンライン サービス条件およびプレビューと共に提供される追加の注意事項に規定するとおり、セキュリティ、コンプライアンス、およびプライバシーに関する確約事項の一部が適用されず、または異なる確約事項が適用されることがあります。当社は、随時予告なくプレビューを変更または中止することがあります。また、プレビューを「一般向けに提供」しないことを選択することもあります。

2. サブスクリプション、発注

- a. **利用可能なサブスクリプション プラン** お客様に提供されるサブスクリプション プランは、お客様のリセラーによって設定されます。これらは原則として、以下のいずれか 1 つまたはその組み合わせに分類することができます。

- (i) **定額課金プラン** お客様は、サブスクリプション期間中の使用のために一定量のオンライン サービスを購入し、一括前払いで、またはサブスクリプション期間中定期的に、使用に先立って支払を行うことを事前に約定します。
- (ii) **従量課金プラン (使用量に応じた支払)** お客様は、実際の使用量に基づいて支払を行い、事前の約定を行いません。
- (iii) **限定プラン** お客様は、期間を限って課金なしで（無料試用版など）、または他のマイクロソフト サービス (MSDN など) の一環として、限られた量のオンライン サービスを使用することができます。SLA およびデータ保存に関する本契約の規定は適用されない場合があります。

b. 発注

- (i) 発注は、お客様が指定したリセラーを通じて行わなければなりません。お客様は、本契約に基づきお客様の関連会社のための発注を行い、お客様の関連会社にサブスクリプションの管理を行う管理権限を許諾することができます。ただし、関連会社が本契約に基づいて発注を行うことはできません。お客様はまた、第三者がお客様の内部業務において使用するために、第 1 条 a 項で許諾される権利をかかると第三者に割り当てることもできます。本ソフトウェアまたはお客様のサブスクリプションに関して、お客様が関連会社または第三者に権利を許諾する場合、かかる関連会社または第三者は本契約に拘束されるものとし、お客様は当該関連会社または第三者による本製品の使用に関する当該関連会社または第三者の行為について、当該関連会社または第三者と連帯して責任を負います。
- (ii) お客様のリセラーは、お客様に対し、サブスクリプション期間中にオンライン サービスの発注数量を変更することを許可することができます。サブスクリプションに追加されたオンライン サービスの数量追加分は、かかるサブスクリプションの終了時に失効します。

- c. **価格および支払** 各本製品の価格ならびに請求および支払の条件は、お客様のリセラーによって設定されます。
- d. **更新**
 - (i) お客様のサブスクリプションの更新時に、お客様は、新規契約、追加契約、または本契約の変更契約の締結を求められることがあります。
 - (ii) お客様がお客様のリセラーに対し、サブスクリプション期間の満了前に更新しない旨を通知した場合を除き、お客様のサブスクリプションは自動的に更新されます。
- e. **租税** 各当事者は、本契約に基づき企図される取引に関して他方当事者が負担し、またはそれらに関連して発生する税金であって他方当事者が法令により支払義務を負うものについて、いかなる責任も負いません。かかる税金についてはすべて、法令上かかる租税の支払義務を負う当事者が負担するものとします。

3. 契約期間、解除、および一時中断

- a. **契約期間および解除** 本契約の有効期間は、お客様のサブスクリプションの満了または解除のいずれか早い時点までとします。お客様は、お客様のリセラーに連絡することにより、いつでも本契約を解除することができます。本契約の満了または解除は、本契約に基づいて追加の本製品の新規発注を行うお客様の権利が終了するという効果を有するに過ぎません。
- b. **サブスクリプションの解約または譲渡** お客様のリセラーは、お客様がサブスクリプションを解約または譲渡するための条件（該当する場合）を設定します。
- c. **使用停止** 以下の場合には、当社はお客様によるオンライン サービスの使用を一時中断することができます。(1) 顧客データへの不正アクセスを防止するために合理的に必要とされる場合、(2) 第 6 条に定める権利侵害の請求について、お客様が合理的期間内に対応しない場合、または (3) お客様が利用規定に従わないもしくは本契約の他の条項に違反している場合。これらの 1 つ以上の条件が該当する場合、以下が適用されます。
 - (i) 限定プランでは、当社は、予告なく直ちに、お客様によるオンライン サービスの使用を一時中断するか、またはお客様のサブスクリプションおよびお客様アカウントを解除することができます。
 - (ii) 他のすべてのサブスクリプションでは、一時中断は、オンライン サービスの必要最小限の範囲に適用され、その状況または必要性が継続している間に限って実施します。一時中断を直ちに実施する必要があると当社が合理的に考える場合を除き、当社は一時中断の前に、お客様のサブスクリプションについて指定された管理者（お客様もしくはお客様のリセラーまたはその両者の場合があります）に通知します。お客様が一時中断から 60 日以内に一時中断の理由に完全に対処しない場合、当社はおお客様のサブスクリプションを解除し、保持期間を設けずにおお客様の顧客データを削除することができます。また、当社は、お客様によるオンライン サービスの使用が 12 か月間に 2 回を超えて一時中断された場合には、お客様のサブスクリプションを解約することができます。

4. セキュリティ、プライバシー、およびデータ保護

- a. お客様は、本契約に定める事項を円滑に実行するために、当社および当社の代理人が個人情報処理することを承諾するものとします。お客様は本契約の履行に際し、第三者（お客様の連絡先担当者、管理担当者および従業員ならびにリセラーおよびディストリビューターを含む）に代わって個人情報を当社に提供することがあります。お客様は、当社に個人情報を提供する前に、適用される個人情報保護およびデータ保護に関連する法令に基づき、必要な第三者からの承諾をすべて取得するものとします。
- b. プライバシーおよびセキュリティに関する追加条件はオンライン サービス条件に規定するとおりとします。オンライン サービス条件の確約事項は、本契約に基づいて購入されたオンライン サービスにのみ適用され、お客様のリセラーが提供するサービスまたは製品には適用されません。

- c. お客様は、リセラーの要請があった場合または法令により求められる場合、通信内容を含め、お客様が発したデータ、お客様についてのデータその他お客様に関するデータにアクセスしたほかかかるデータを法執行機関または他の政府機関に開示すること（またはかかるデータへのアクセスを法執行機関またはその他の政府機関に提供すること）を承諾し、当社ならびに当社のサービスプロバイダーおよび委託業者に許可します。
- d. 法令により義務付けられた範囲において、お客様は、オンライン サービスの個々のユーザーに対し、リセラーの要請があった場合または法令により求められる場合に法執行機関またはその他の政府機関への開示を目的としてユーザーのデータが処理される可能性があることを通知するものとし、この件についてユーザーの同意を得るものとします。
- e. お客様は、本第 4 条に関して当社との連絡を担当し当社に指示を提供するために、リセラーをお客様の代理人として指名します。

5. 保証

a. 限定的保証

- (i) **オンライン サービス** 当社は、オンライン サービスがサブスクリプション期間中、SLA の条件を満たすことを保証します。SLA に規定するお客様の権利は、この保証の違反に対するお客様の唯一の権利とします。
- (ii) **ソフトウェア** 当社は、お客様が本ソフトウェアを最初に使用した日から 1 年間、当該本ソフトウェアが該当するユーザー向けドキュメントの記載に実質的に従って動作することを保証します。本ソフトウェアがこの保証を満たすことができない場合、当社は自らの選択により、(1) 本ソフトウェアについて支払われた代金を返金するか、(2) 本ソフトウェアを修正または交換します。お客様はこれ以外の請求を行うことはできません。

b. 限定的保証の除外

本限定的保証には以下の制限が適用されます。

- (i) 法的に排除不可能なすべての黙示的保証、瑕疵担保、またはその他の製品に対する責任の期間は、限定的保証の開始時点から 1 年間とします。
- (ii) 本限定的保証は、事故、不正使用、または本契約もしくは当社が発行したドキュメントもしくはガイダンスに反して本製品を使用したことが原因で生じた問題、または不可抗力など、当社が合理的に支配できない事由から生じた問題には適用されません。
- (iii) 本限定的保証は、システムの必要最低要件を満たさないことが原因で生じた問題には適用されません。
- (iv) 本限定的保証は、プレビュー版または限定プランには適用されません。

- c. **免責** 当社は、本保証以外には、商品性または特定目的への適合性を含め、明示、黙示、または法律の規定のいずれによるものであると問わず、一切の保証を行わず、その他品質または権利の瑕疵等の問題について、本条に定める以上の責任を負いません。これらの免責は、適用される法令上免責が許されていない場合を除き、適用されるものとします。

6. 請求に対する防御

a. 防御

- (i) 当社は、本製品がお客様の関連会社ではない第三者の特許権、著作権、もしくは商標権を侵害している、または営業秘密の違法な使用を行っているとしてかかる第三者から提起された請求に対しお客様を防御します。
- (ii) お客様は、(1) 本製品の使用に際してお客様が直接または間接的に提供する顧客データ、カスタマー ソリューション、またはマイクロソフト以外の製品もしくはサービスが、当社の関連会社ではない第三者の特許権、著作権、もしくは商標権を侵害している、または当該第

三者の営業秘密の違法な使用を行っているとして、または (2) 利用規定の違反に起因して
いるとして、当該第三者から提起された請求に対し当社を防御します。

- b. **制限** 請求または判決の根拠が以下のいずれかに基づく場合、第 6 条 a 項に定める当社の義務は適用されません。(i) カスタマー ソリューション、顧客データ、マイクロソフト以外の製品、本製品に対してお客様が加えた変更、または本製品の使用の一環としてお客様が提供もしくは利用可能にしたサービスもしくはマテリアル、(ii) 顧客データまたはマイクロソフト以外の製品、データ、もしくはビジネス プロセスに関して、お客様が本製品をこれらと組み合わせたこと、またはこれらを使用することに起因する損害、(iii) お客様が当社の書面による明示の許諾なく当社の商標を使用したこと、または第三者の請求に基づき、当社が本製品の使用を中止するようお客様に通知した後もお客様が当該本製品を使用したこと、(iv) お客様が本製品を関連会社ではない第三者に再頒布したこと、またはかかる第三者のために使用したこと、(v) 無償で提供された本製品。
- c. **救済** 当社は、第 6 条 a (i) 項に定める請求がお客様による本製品の使用と抵触すると合理的に判断した場合、(i) お客様が引き続き本製品を使用するために必要な権利を取得し、または (ii) 本製品を修正もしくは機能的に同等のものと交換して、本製品の以前のバージョンの使用を中止するようお客様に通知するよう努めます。かかる選択肢が商業的に合理的ではない場合、当社は本製品を使用するお客様の権利を解除し、未使用のサブスクリプションの権利について前払いで支払われた金額を返金することができます。
- d. **義務** 本第 6 条に定める請求がなされた場合、各当事者は直ちに他方当事者に通知しなければなりません。保護を求める当事者は、(i) 当該請求の防御および和解に関する一切の決定権を他方当事者に委ね、かつ (ii) 当該請求の防御に際し合理的な支援を提供しなければなりません。保護を提供する当事者は、(1) 他方当事者が支援の提供のために現実に支出した合理的な経費を補償し、(2) 敗訴の確定判決または和解で認められた金員を支払うものとします。本第 6 条に基づく防御および判決 (または他方当事者が同意した和解) の支払に関する両当事者の権利は、判例法上もしくは法定の負担請求の権利または類似の権利に代わるものであり、両当事者はかかる判例法上または法定の権利を放棄するものとします。

7. 責任制限

- a. **制限** 本契約に基づくすべての請求についての各当事者の責任範囲は、請求原因が発生する前の 12 か月間に本契約に基づきオンライン サービスについて支払われた金額を上限とする直接損害に限定されます。ただし、いかなる場合であっても、任意のオンライン サービスに関する当事者の責任総額は、サブスクリプション期間中に当該オンライン サービスについて支払った金額を超えないものとします。無償で提供された本製品については、当社の責任は 5,000 米ドルを上限とする直接損害に限定されます。
- b. **除外** いずれの当事者も、逸失収益または間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、懲罰的損害、逸失利益による損害、事業の中断による損害、もしくは事業情報の喪失による損害について、当該当事者がその可能性を認識していたまたは合理的に予見可能であった場合であっても、一切責任を負いません。
- c. **制限の例外** 本条に規定する責任制限は適用される法令により認められる範囲において最大限適用されますが、(1) 第 6 条に基づく当事者の義務、または (2) 他方当事者の知的財産権を侵害した場合、には適用されません。

8. ソフトウェア

- a. **オンライン サービスと共に使用する追加ソフトウェア** 一定のオンライン サービスへの最適なアクセスと使用を可能にするために、オンライン サービスの使用に関連して一定の本ソフトウェアのインストールおよび使用を行える場合があります。お客様が使用を許可される本ソフトウェアの部数またはお客様が本ソフトウェアの使用を許可されるデバイスの数は、オンライン サービス条件の、オンライン サービスの製品固有の使用条件に規定するとおりとします。当社は、お客様が使用している本ソフトウェアのバージョンを確認し、通知の有無にかかわらず、お客様の

デバイスに更新プログラムをダウンロードし、またはダウンロードを推奨することがあります。更新プログラムをインストールしないと、オンライン サービスの一定の機能を使用できなくなる場合があります。お客様は、本ソフトウェアの使用権が終了した場合、本ソフトウェアをアンインストールしなければなりません。お客様の本ソフトウェアの使用権が終了した時点で、当社はお客様による本ソフトウェアの使用を無効にすることもできます。お客様が一定のデバイス上の本ソフトウェアにアクセスする権利を有する場合であっても、そのデバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関する当社の特許またはその他の知的財産権を実施する権利を付与されるものではありません。

- b. **ライセンスの証明** (1) 本契約、(2) 発注確認書、および (3) 支払の証明、をもって、お客様の本ソフトウェアのライセンスの証明とします。
- c. **ライセンスは本ソフトウェア メディアの発注とは無関係であること** お客様による本ソフトウェアメディアの取得またはネットワーク ソースへのアクセスが、本契約に基づいて取得した本ソフトウェアのライセンスに影響することはありません。本ソフトウェアはお客様にライセンスされるものであり、販売されるものではありません。
- d. **ライセンスの譲渡および割当** ライセンスの譲渡は禁止されています。

9. サポート

本契約に基づいて購入された本製品のサポート サービスは、お客様のリセラーによって提供されます。

10. 雑則

- a. **通知** お客様は通知を、以下の送付先宛てに配達証明書付の郵便で送付する必要があります。

通知の送付先	通知の写しの送付先
日本マイクロソフト株式会社 〒108-0075 東京都港区 港南 2-16-3 品川グランドセントラルタワー	Microsoft Corporation Legal and Corporate Affairs Volume Licensing Group One Microsoft Way Redmond, WA 98052 USA ファクシミリ: (425) 936-7329

お客様は、当社が通知を電子的に送れることに同意します。かかる通知は、お客様のサブスクリプションについて指定されたアカウント管理者宛てに電子メールで送信されます。通知は、受領通知の日付、または電子メールの場合は送信の日付をもって効力を生じます。お客様は、お客様のサブスクリプションについて指定されたアカウント管理者の電子メール アドレスを、正確かつ最新のものにする責任を負います。かかる電子メール アドレス宛てに当社が送信する電子メール通知は、お客様が実際に当該電子メールを受信したかどうかにかかわらず、送信の日付をもって効力を生じます。

- b. **譲渡** お客様は、本契約を全部であれ一部であれ譲渡することはできません。当社は、当社の関連会社のいずれかに対してのみ、お客様の同意なしに本契約を譲渡することができます。その他の禁止された譲渡はすべて無効とします。
- c. **可分性** 本契約のいずれかの部分が執行不能と判断された場合でも、その他の部分は引き続き完全に効力を有します。
- d. **権利の放棄** 本契約のいずれかの規定の履行を強制しなかった場合でも、権利を放棄したものとはみなされません。
- e. **代理関係の不存在** 本契約は、代理関係、パートナーシップ、または合併事業を形成するもの

ではありません。

- f. **第三者受益者の不存在** 本契約には第三者の受益者は存在しません。
- g. **準拠法および裁判地** 本契約は日本の法律を準拠法とします。本契約の強制履行を求めて提訴する場合は、東京地方裁判所に提起しなければなりません。上記にかかわらず、いずれの当事者も、知的財産権の侵害に関する差止請求を行う場合には、適切な管轄裁判所において行えるものとしします。
- h. **完全合意** 本契約は、本契約に定める事項に関する完全合意であり、従前のまたは同時に行われたあらゆる意思表示に優先します。本契約に記載された文書間で抵触が生じた場合で、当該文書に優先順位が別途明示的に規定されていないときは、かかる文書の規定は、(1) 本マイクロソフト クラウド契約、(2) オンライン サービス条件、(3) 本契約に記載されたその他の文書、の順で優先されるものとしします。
- i. **存続規定** 第 1 条、第 2 条 e 項、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条、および第 11 条の規定は、本契約の解除または満了後も有効に存続します。
- j. **輸出管理規制** 本製品には、米国輸出管理規制が適用されます。お客様は、適用されるすべての法令 (米国輸出管理規則、国際武器取引規則、ならびに米国およびその他の政府機関によるエンド ユーザー、エンド ユーザーによる使用、および輸出対象国に関する規制を含みます) を遵守しなければなりません。詳細については <http://www.microsoft.com/exporting/> を参照してください。
- k. **不可抗力** いずれの当事者も、各当事者の合理的支配を越えた原因による債務の不履行については、一切責任を負わないものとしします。こうした合理的支配を越えた原因とは、火災、爆発、停電、地震、洪水、暴風雨、ストライキ、禁輸措置、労働争議、政府または軍事機関による行動、戦争、テロリズム (サイバー テロリズムを含みます)、天災、インターネット通信業者の作為または不作為、規制機関または政府機関の作為または不作為 (オンライン サービスの提供に影響する法規制の制定またはその他の政府の行為を含みます) などをいいます。ただし、本契約に基づくお客様の支払義務に関しては、本項は適用されません。
- l. **契約締結の権限** お客様が法人に代わって本契約の条件に同意する個人である場合、お客様は、当該法人に代わって本契約を締結する法的権限を有していることを表明するものとしします。

11. 定義

本契約においては、「日」は暦日を表します。

「利用規定」は、オンライン サービス条件に規定するとおりとしします。

「関連会社」とは、当事者が所有する法人、当事者を所有する法人、または当事者と共通の所有下にある法人を意味します。本定義において「所有」とは、直接的または間接的に法人の 50% 超の持分を支配することを意味します。

「定額課金プラン」、「従量課金プラン」、および「限定プラン」とは、サブスクリプション プランのカテゴリを意味し、第 2 条に定義するとおりとしします。

「顧客データ」とは、オンライン サービス条件に定義するとおりとしします。

「カスタマー ソリューション」とは、オンライン サービス条件に定義するとおりとしします。

「エンド ユーザー」とは、オンライン サービスでホストされる顧客データへのアクセスもしくはその他の方法によるオンライン サービスの使用をお客様が許可する個人、またはカスタマー ソリューションのユーザーを意味します。

「マイクロソフト以外の製品」とは、オンライン サービス条件に定義するとおりとしします。

「オンライン サービス」とは、Microsoft Dynamics Online サービス、Office 365 サービス、Microsoft Azure サービス、または Microsoft Intune オンライン サービスを含む、本契約に基づきお客様にサブスクリプションが提供される、当社がホストするオンライン サービスを意味します。

「オンライン サービス条件」とは、<http://www.microsoft.com/licensing/onlineuserights> に掲示される、お客様による本製品の使用に適用される条件を意味します。本契約の条件に加え、オンライン サービス条件に規定されている使用条件が、お客様による本製品の使用に対して適用されます。

「プレビュー」とは、当社がお客様のご意見を収集するために提供する、オンライン サービスまたは本ソフトウェアのプレビュー版、ベータ版、またはその他のプレリリース版または機能を意味します。

「本製品」とは、オンライン サービス (本ソフトウェアを含む) を意味します。

「リセラー」とは、当社より本プログラムに基づいて本ソフトウェアのライセンスおよびオンライン サービス サブスクリプションを再販売する権限を付与され、お客様のサブスクリプションに関する支援を提供するものとしてお客様が指定するラージ アカウント リセラーを意味します。

「SLA」とは、<http://www.microsoftvolumelicensing.com/csla> または当社が指定する代替サイトに掲示される、当社がオンライン サービスの提供および実施に関して確約するサービス レベル契約を意味します。

「本ソフトウェア」とは、お客様のサブスクリプションの一部としてお客様のデバイスにインストールするために、または一定の機能を有効にすることを目的として当該オンライン サービスと共に使用するために、当社が提供するソフトウェアを意味します。

「サブスクリプション」とは、お客様のリセラーが設定する一定のサブスクリプション期間についての、オンライン サービスの加入契約を意味します。

「サブスクリプション期間」とは、サブスクリプションの継続期間を意味します (30 日間または 12 か月間など)。

